

【掲載官報】

平成 22 年 7 月 2 日 本紙第 5346 号

【法令名】

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 7 月 2 日 政令第 167 号

【管轄省庁】

内閣官房

【施行期日等】

この政令は、公布の日から施行する。

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行後に関係都道府県知事の意見を聴取して定める「特定離島」を明らかにする。

* 要旨

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第 2 条第 3 項の政令で定める離島は、沖ノ鳥島及び南鳥島とする。(本則関係)

.....